

保護者各位

福生市教育委員会教育部

参事 井 尻 郁 夫

(公印省略)

**感染症における診断書（登校許可用）の変更について（通知）**

このことについて、平成 31 年 4 月から感染症の診断書（登校許可証明）について変更いたしますので御通知いたします。

感染症による出席停止の診断を受けた児童・生徒は、登校を再開するにあたり、医師が記入する『診断書（登校許可用）』の提出をお願いしており、福生市以外の医療機関において記載された診断書（登校許可用）料についても市が負担しておりましたが、平成 31 年 4 月から裏面の公費負担となる市内医療機関で受けた診断書料のみ市が負担することに変更させていただきます。裏面記載以外の医療機関の診断書料については保護者様の御負担となります。変更に伴い、平成 31 年 4 月から市が負担する診断書様式も変更します。

感染症にかかったまたは疑いがある場合は、まん延を防止するために必ず学校に連絡し、登校許可証明書または登校再開届を提出のうえ登校を再開するようお願いいたします。市指定様式は学校でお渡ししますが、4 月から市公式ホームページからもダウンロードできますので御利用ください。

**1 医師が記入した診断書（登校許可証明書）が必要な感染症****① 公費負担となる市内医療機関用診断書 ※市外の医療機関では使用できません**

市指定様式（医師が記入）	疾 病 名
福生市立学校児童・生徒学校感染症登校許可証明書兼請求書 (診断書料は市が負担します。)	百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、髄膜炎菌性髄膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎

**② 市外等医療機関用診断書**

市指定様式（市外等医療機関用）（医師が記入）	疾 病 名
福生市立学校児童・生徒学校感染症登校許可証明書（診断書料は全額保護者負担です。）	①の表に記載した疾病と結核

**2 医師から登校可能と診断を受けた上で保護者が記入した届けが必要な感染症**

市指定様式（保護者が記入）	疾 病 名
インフルエンザ及び第 3 種その他の登校再開届	インフルエンザ、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、手足口病、伝染性紅斑、ウイルス性肝炎、带状疱疹等

※裏面参照

問合せ先：福生市教育委員会 教育部 教育支援課学務係

電 話：042-551-1948